

国籍の如何を問わず調停委員の採用を求める会長声明

兵庫県弁護士会は、神戸家庭裁判所からの2010年（平成22年）4月1日から任期の始まる同裁判所家事調停委員の推薦依頼に対して、日本国籍ではない当会会員2名を推薦した。しかるところ、今般同裁判所から、最高裁判所の意見を踏まえて、同2名を家事調停委員への採用をしない旨の回答があった。不採用とする理由は、家事調停委員は公権力の行使又は国家意思の形成に参画する国家公務員に該当するので、日本国籍を必要とするというものであり、上記2名の弁護士としての能力や人物を判断したうえでの不採用ではなく、単に日本国籍でないとの理由のみで不採用とするとの説明がなされた。

しかしながら、憲法上の基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象とすると解されるものを除いて、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶと解されている（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決など）。要するに、権利の性質を個別、具体的に考察し、我が国に在留する外国人にも基本的人権の保障を認めるとというのが、判例の立場である。

上記不採用の理由は、国民主権原理から、調停委員はその性質上日本国籍を有する者に限定されるとの解釈を前提とするものと考えられるが、調停委員の任務役割が、国民主権原理と本質的に両立しないものであるとは認められない。

すなわち、調停制度の目的は、市民の間の個別的な紛争を当事者の話し合い及び合意に基づき裁判手続きに至る前に解決することであり、調停委員の本質的役割は、上記の目的を実現するため、専門的知識もしくは社会生活の上での豊富な知識経験を活かして、当事者の互譲による紛争解決を支援するにある。したがって、調停委員への就任が性質上我が国の権力的作用をはらんだり、国家の意思形成に結び付くものであるとは、にわかに認められない。

この点、神戸家庭裁判所は今般の不採用に当たって、調停調書が確定判決と同一の効力を有することや、調停委員会と呼出等にはそれに反した場合過料の制裁があることから、公権力の行使に参画するものとの認識を示しているが、日本国籍以外の弁護士も多数担当している破産管財人については、破産管財人が認め、届け出債権者が異議を述べず、確定した事項について裁判所書記官がなした破産債権者表への記載が確定判決と同一の効力があるとされていること（破産法124条）や、日本国籍を有しない仲裁人が日本で下した一定の仲裁判断も、日本の裁判所が全く関与することなく確定判決と同一の効力を認められていること（仲裁法45条1項）との均衡に照らしても、上記認識は適切であるとは言い難い。また調停委員会の呼出違反に関する過料の点は、調停制度

による紛争解決の実効性を高めるための付随的処分に過ぎず、過料の制裁規定があることをもって、日本国籍以外の者の調停委員の就任が国民主権原理に反すると解するのは、過ぎたる理解というべきである。

日本弁護士連合会もすでに2009年（平成21年）3月18日に「外国籍調停委員・司法委員の採用を求める意見書」を公表しているところであるし、近年においては、司法修習生についての国籍条項が撤廃され、さらに政府与党内においても、定住外国人に地方参政権を認める立法の検討をなしている状況にある。

地方議員は地方自治体の議会を構成する者であり、地方政治（地方自治）における意思決定にまさに参画するのであるが、これとの均衡からしても、調停委員に日本国籍以外の者が就任することに格段の問題があると考えられない。

そもそも我が国における調停委員についての現行法規上の要件は、「紛争の解決に必要な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い・・・者」（民事調停委員及び家事調停委員規則1条）ということに止まるのであり、調停委員として真に必要な要件は、当事者の互譲による紛争の解決に向けて、専門的もしくは社会生活上の知識経験や人格識見などを発揮できる者ということに尽きるのであって、国籍の如何は問わないというべきである。

調停委員が日本の社会制度や風土、文化さらに地域住民の考え方などに精通していることは一般論としてこれが必要であるとしても、少なくとも上記2名の会員は、15年以上という相当年数にわたって当会において弁護士としての経験を有する者であり、日本の社会制度や文化等にも精通していると認められ、人格円満な弁護士であるから、調停委員を務めることについて何ら問題は存在しない。

以上により、当会は、国籍の如何を問わず、当該人物の知識経験、人格識見等に照らして、調停委員の採用を行うことを、強く求めるものである。

2010年（平成22年）2月1日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典